

大願寺山造成事業における 借入金返済に関わる議案審査

3月定例会市議会では執行部から示された大願寺山造成事業における借入金返済の平準化計画に関する論議が一般質問や議案審査において展開されました。

まず、この計画の経緯と概要についてご紹介します。

大願寺山造成事業は、東栄沖の海面埋立てにより創出される大竹工業団地の造成に必要な土砂の確保が目的で始まった事業ですが、事業自体の財源確保と平地の少ない大竹市に優良な宅地を確保するため、住宅用地造成事業として施工してまいりました。このため、当面の事業費は全額を起債（借入金）に頼らざるを得ないものでした。なお、当初の計画はいわゆるバブル期に策定されており、事業が完成した後に創出された宅地が売却できれば起債が返済できる見込みでした。

しかし、バブル経済の崩壊後、地域の土地需要は厳しく冷え込み、地価も暴落し、出来上がった宅地を売却すれば解決するという採算性が成り立たない状況となりました。採算

性が成り立たなくなったとしても事業開始以来、13年間で発行した起債の残高は127億円にものぼり、その償還（返済）期限は確実に到来することとなります。特に平成21年度23年度には30億円を超える元金の償還期限が予定されており、返済不能な状況に陥っています。

このため、当初の事業目的を宅地造成から内陸工業団地に切り替えるタイミングを捉え、広島県や総務省との協議により、償還期間30年という新たな起債に借り替えて、単年度の償還金額を抑えようとする計画です。

その内容としては、一般会計からの支援事業として森林公園部分の用地購入（10年間で50億円）と支援金（年間約1億円の繰り出し）を組み合わせて、内陸工業団地造成事業として約77億円の起債許可を得るものです。

これにより127億円の起債の償還を平準化、いわゆる償還期間を引き延ばすことにより年度ごとに返済する金額を小さくして、市が即座に準用財政再建団体に転落（倒産）することを回避するための資金繰りが可能となるというものです。

続きまして、本件に関連する議案

（議案第41号平成17年度大竹市一般会計補正予算（第7号）、議案第45号大竹市土地造成特別会計補正予算（第3号））を審査した総務文教委員会ならびに建設水道委員会における主な質疑・答弁をご紹介します。

問 債務平準化に関して、どのような内容で市民説明するのか。

答 平成18年度に市民負担をかけるようなことは一切考えていない。

19年度からの3カ年の行財政システム改善実施計画を立てる際に、市民負担増・サービス見直しについて、どのような組み合わせで対処できるかということについて、市民の方と話す場を設定したいと考えている。

問 これまで事業を認めてきた県や総務省の責任はどのなるかと考えるか。はじめから市民に何十億円も負担させるようなことを考えることがおかしいのではないか。

答 市が望んでやった事業との位置づけのなかで、借入れもしてきており、当然、市で返すべきものと認識している。市民負担の軽減を考えるのは当然であり、今後、取り組んでいくことになる。

問 執行者として、市長、三役及び議会を含め、まず身を切る姿勢

が必要と思うがどう考えるか。

答 平成16年度には行財政システム改善実施計画の中で、特別職及び職員の給与カットや手当の見直しを行い、1億5千万円の効果を上げています。

また、15・16年度2年間で、2億円の人件費を削減している。退職金を含む特別職の報酬については、今後、特別職報酬等審議会で審議していただきたいと考えている。

問 議会としても、返済しないといけないということとは分かっているが、2月に開催された議員全員協議会まで、審議の場が上がってこなかったことをどう考えるか。

答 平成21年度の30億、23年度の32億の返済について、方策が見つからなかったというのが事実である。そのなかで、県・国との協議でこの案が出て、一般会計での負担や借り換えという方向性については、昨年の6月議会から、お話をさせていただいた。起債の枠決定がない中、ギリギリの日程で2月1日に議会への説明をさせていただいた。今後も、職員の総人件費削減等、内部の効率化に、まづもって取り組まないと市民の理解を得ることは難しいと考えている。

問 大願寺の造成事業は完成までに予定される総事業費はいくらか。

また、開発区域のなかで岩国大竹道路にかかる部分があると聞かすが、その面積及び売却価格はいくらか。価格については、補正予算を根拠にすれば1㎡当り6万円程度になるのか。

答 平成17年度末の借入金総額は、新町川流域河川整備費を含めると約130億円になるが、用地の面積は含まれていないため、総事業費は今後進出するユーザーによって変動することとなる。岩国大竹道路にかかる部分は、公共用地については買収の最終年に取り掛かるといふ方針を国土交通省が出しており、測量も済んでいない段階であり、面積・価格については提示しかねる。

問 新町川流域河川整備に要する3億1千644万6千円については、大願寺山開発に連動する事業であり、本来、一般会計ではなく土地造成特別会計に計上すべき予算ではないか。

答 当該事業は大願寺の事業区域内の事業であり、平成17年度の当初予算では土地造成特別会計に予算計上していた。しかし、大願寺山開発の住宅事業としての不採算性が明確になったことから、新たに住宅事業としての起債の発行は到底、許可が得られないという感触に至った。このことにより工事資金の財源確保のため、一般会計の一般単独事業と

して取り組まざるを得ないとの判断によるものである。

問 市民は大願寺山造成地について、すでに工業用地に転用されたものと認識されているが、現状はどうか。

答 大願寺山造成地の工業用地への変更については、昨年6月に方針決定をし、以後、県と協議を重ね、今後のスケジュールとしては今年末までに本申請を県に上げ、本年6月ごろに県の開発審査会が開催される予定である。

問 平準化計画に取り組んできた結果、国からは77億の事業債に関する内示があったと聞くが、返済計画の策定や市民説明に要する期間として1年間先延ばししてもらうことはできないか。

答 法的な取り決めはないが、国、県におかれても本市の実情を勘案しての結果であり、さしのべられた手を払いのけることは想像外に行うと考えている。

問 今回提示された案を先延ばしすれば、準用再建団体とか財政破綻に陥る可能性が大きいとの説明であるが、準用再建団体とか財政破綻という状況は一般会計における話であり、土地造成特別会計ではありえないのではないか。

答 準用再建団体となる要件のひとつとして、一般会計、特別会計、事業会計を問わず地方債の元利金の払い込みに延滞のある団体とされており、そのような状況に陥ると新たな起債の許可が得られず、行政運営ができなくなる。この場合においては財政再建法に基づく財政再建計画に基づく事業、国の管轄下で作った事業のみ起債の発行が許可されるため、いやおうなしに議会の議決を得て財政再建団体として申請せざるを得ない状況となる。

問 大願寺山造成事業にかかわる借入金返済の平準化計画については、やむを得ない措置として理解できる面もあるが、今後本市は工業用水道事業等を含めると、490億円もの借金を返済していかなくてはならない状況となる。市民に説明していくためにも根本的な返済計画として財源確保の裏づけが必要であるが、どのように考えているのか。

答 18年度に住民参画により実施を予定している行財政システム改善推進委員会において、その方向性を導き出すこととなる。

市内部の改革案としては、まず、集中改革プランでは職員数を平成22年4月までに330名とするべく設定しているが、これを更に310名にまで削減する。そのためには組織

の更なるスリム化、フラット化、課・係の統廃合など、抜本的な見直しも併せて取り組んでいかねばならないと考えている。

職員の賃金カットについては、さまざまな指摘ご指導をいただいております、それを踏まえて職員労働組合とも話し合いを進めていきたい。

そのほか、事業費の削減、委託業務、補助金の見直し等についても、複合的に連動させて内部改革に向けた取り組みを精査していかねばならない。また、借入金返済を平準化することにより、30年間で返す期間中には、東栄の埋立地には大手企業が設備投資をされ、その経済効果が期待できる。更には県とともに水需要のある企業の誘致に鋭意取り組み所存である。大きな経済効果を生む要素は大願寺山造成地においてもあると思っ

ている。これらについては今回提示している案を実現してこそ取り組めるものと考えているので、ご理解いただきたい。

※なお本件の賛否に関し、3月27日および31日に開催された本会議で多数の議員が討論を行っております。

その詳細については本会議録が6月上旬に製本されますので、市役所情報コーナーまたは市立図書館でご覧ください。また、市のホームページにも掲載しますのでご利用ください。